

2025 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 霞ヶ関キャピタル株式会社
代表者名 代表取締役社長 河本幸士郎
(コード番号：3498 東証プライム)
問合せ先 取締役管理本部長 廣瀬一成
(TEL：03-5510-7653)

譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行（以下「本新株発行」又は「発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払 込 期 日	2025年7月31日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 9,249株
(3) 発行 価 額	1株につき13,540円
(4) 発行 総 額	125,231,460円
(5) 株式の割当ての対象者及び その人数並びに割当てる株式の数	当社従業員 49名 9,249株

2. 発行の目的及び理由

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下同じ。）及び従業員に、業績向上及び当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

今般、従業員が当社株式を所有することにより、経営参画意識を高めるとともに、従業員の中長期的かつ継続的な勤務の奨励を図ることをねらいとして、本日付の取締役会において、当社従業員に対し譲渡制限付株式を付与するために、新株式を発行することを決議いたしました。

本新株発行の割当ての対象となる当社従業員（以下「対象者」といいます。）は、当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社普通株式の割当てを受けることとなりますが、当該割当てに当たっては、当社と対象者との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容としては、①割当てを受けた対象者は一定期間、当該株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には、割当てられた譲渡制限付株式を対象者から当社が無償で取得すること等が含まれます。

本日付の取締役会の決議におきましては、上記の目的、当社の業績、各対象者の職責の範囲等を総合的に勘案し、対象者49名に対し、金銭債権合計125,231,460円（以下「本金銭債権」といいます。）を支給し、当社普通株式合計9,249株（以下「本割当株式」といいます。）を割当てることとし、各対象者との間で下記3. に概要を記載した本割当契約を締結することといたしました。

また、本割当株式の引受けの申込みについては、対象者の任意としており、当該引受けを希望する対象者のみに割当てられることとなります。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

対象者は、本割当株式につき2025年7月31日から2028年8月1日までの間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。

(2) 譲渡制限の解除条件

当社は、対象者について譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、監査役（当社の監査役を除きます。以下同じ。）又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した直後の時点で、当該対象者が保有する本割当株式の全部につき譲渡制限を解除いたします。

(3) 譲渡制限期間中に正当な理由により退任又は退職した場合の取扱い

当社は、対象者が譲渡制限期間中、上記に定める地位のいずれの地位からも任期満了、定年、死亡その他当社が正当と認める理由により退任又は退職した場合には、当該退任又は退職の時点で当該対象者が保有する本割当株式につき、当該時点の直後又は2025年12月1日のいずれか遅い時点をもって譲渡制限を解除いたします。

なお、譲渡制限を解除する本割当株式の株式数は、2025年7月から退任又は退職した日の属する月までの月数、当該退任又は退職の事由その他の事情を勘案し当社が決定いたします。

(4) 当社による無償取得

当社は、対象者について譲渡制限期間が満了する前に上記に定める地位のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、(3)に定める正当な理由による場合を除き、当該退任又は退職の時点で当該対象者が保有する本割当株式の全部を、当該時点の直後の時点をもって当然に無償で取得するものいたします。

また、(3)に定める正当な理由による退任又は退職に基づき譲渡制限が解除された時点において、なお譲渡制限が解除されていない当該対象者が保有する本割当株式の全部について、当社は当然にこれを無償で取得するものいたします。その他、本割当契約に規定した一定の非違行為等の無償取得事由が生じた場合には、当該事由が生じた対象者が保有する本割当株式を、当社は無償で取得いたします。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該承認の日において対象者が保有する本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって本割当株式の全部の譲渡制限を解除いた

します。

(6) 株式の管理に関する定め

対象者は、大和証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する専用口座を開設し、譲渡制限期間中、本割当株式を当該口座に保管・維持するものいたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行は、対象者に対する譲渡制限付株式の割当てのために支給された本金銭債権を出資財産として行われるものです。払込金額につきましては、忖意性を排除した価格とするため、2025年5月29日（取締役会決議日の直前営業日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である13,540円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上

＜本件に関するお問い合わせ先＞

霞ヶ関キャピタル株式会社 広報・IR 部／TEL：03-5510-7653 MAIL：ir@kasumigaseki.co.jp